

こどもの虐待って何？



11月は児童虐待防止推進月間です。児童虐待という言葉が広く知られるようになった昨今、それでも重大事故は後を絶ちません。今一度「**児童虐待とは**」やこどもが持っている「**4つの権利**」について考えてみませんか？

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、やけどを負わせる、溺れさせる など



ネグレクト

乳幼児を自宅において外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

こんなことはありませんか

「あんたが悪いのよ」「お前のせいだろ」「別れましょう」「離婚だ」などこどもの目の前で夫婦喧嘩をする。



「また喧嘩して叩いたな！痛さが分からないなら、お前もこうだ（叩く）」



これらもすべて**児童虐待**です！

「うるさい、うるさい」「なんで泣き止まないのよ」（強く揺さぶる・口元を押さえる など）

「また宿題をしないで遊んでいたわね！罰としてお仕置きよ。ママは叩きたくないのよ。あなたの為にするんだから…」



乳幼児や低年齢のこどもを自動車の中に放置して、親がパチンコに熱中したり、買い物をする。



これらの行動はこどもの心身の発達に影響を及ぼす可能性があるといわれています。また2020年4月より**体罰は法律で禁止**されています。**「しつけ」として叩くことも体罰です。**

こどもが持っている4つの権利を知っていますか…

1

たたかれたりひどいことを
いわれない



2

げん き けんこう
元気に・健康に
まいにち せいちよう
毎日をすごして成長する



3

ほ ごしゃ ひと そだ
保護者の人から育てられる
まも
守ってもらえる



4

じ ぶん い けん い
自分の意見を言う
はなし き
話を聞いてもらえる



～厚生労働省 たたかれていい子どもなんて、いないんだよ より～